平成２５年（フ）第１９４号
千葉県東金市台方541番地
債務者　植田　裕司
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
愛知県知立市谷田町宝土56番地６　ＴＫハイツⅡ203号
債務者　道家奈津子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３号
三重県伊勢市西豊浜町110番地７
債務者　長岡ゆかり
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１４５３号
埼玉県川口市大字差間206番地の１　フォレストスクエア201号、旧住所埼玉県川口市大字芝6840番地　フォーレル八幡202号
債務者　大塚　正光
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３１号
埼玉県和光市本町15番18号　アフォード和光201
債務者　岩崎　　浩
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６４号
埼玉県戸田市笹目１丁目３番地の８　峯岸ビル302号室、旧住所埼玉県戸田市笹目１丁目４番地の11　橘ハイツ301号室
債務者　後藤　　愛
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６５号
埼玉県上尾市春日１丁目26番地１　Ｍｉｎｅ春日103、旧住所埼玉県上尾市仲町２丁目７番11号　グリュ・トルチェＮⅡ201
債務者　清水　陽子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―18―303
債務者　吉沼　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―18―303
債務者　吉沼　妙子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４６５号
静岡県熱海市咲見町７番32号　ユニオンビル509
債務者　荘司　　豊
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
静岡県沼津市高沢町10番22号　藤和シティコープ沼津201
債務者　藤井　政夫
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
静岡県御殿場市新橋1404番地の１　コーポ大塚前102
債務者　黒﨑　直子（旧姓下河邉）
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
岡山県総社市井手1160番地４
債務者　吉田　充彦
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
岡山県倉敷市粒浦238番地１
債務者　山部　功二
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
広島県三次市粟屋町1731番地、住民票上の住所広島県三次市三和町羽出庭2739番地
債務者　鳳凰ベストカップルズこと　石川　公枝
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第８５号
福島県喜多方市松山町鳥見山字上堰下4919番地７、前住所埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目６番47号　キャッスル横溝203号
債務者　山本　裕之
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第４号
福島県河沼郡会津坂下町字中岩田71番地、前住所福島県会津若松市町北町大字始字中ノ明144番地
債務者　田中　理恵（旧姓猪瀬）
1　決定年月日時　平成26年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係